

令和6年度

資材価格随時調査業務

特別仕様書

関東農政局土地改良技術事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1－1 条

(目 的)

第 1－2 条

(調査対象)

第 1－3 条

(管理技術者)

第 1－4 条

(担当技術者)

第 1－5 条

(配置技術者の確認)

第 1－6 条

(保険加入)

第 1－7 条

本業務の実施にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記事項は、この特別仕様書によるものとする。

本業務は、農林水産省関東農政局管内における建設資材等の実勢取引価格を調査し、令和 6 年度の直轄工事の設計・積算に用いる設計材料単価を決定するための基礎資料を得ることを目的に行うものである。

調査対象範囲は、関東農政局管内における国営農業農村整備事業の実施範囲で、別紙－ 1 に示す地域名・地区名のとおりである。

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格等	部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－施工計画・施工設備及び積算
	建設	施工計画・施工設備及び積算
	農業	農業土木又は農業農村工学
博士	農学、工学	
シビルコンサルテングマネージャー	農業土木又は施工計画・施工設備及び積算	

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1．受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

2．農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(機密の保持) 第 1－8 条 (著作物の使用等) 第 1－9 条	受注者は、本業務にかかる一切の成果を発注者の許可なく公表又は引用してはならない。 1. 受注者は、本業務のため作成し提供する成果物に著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物及び著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物（以下「著作物等」という。）が含まれる場合には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。 また、当該著作物等が受注者の著作物でない場合は、受注者がその責任において当該著作物の著作者から使用許諾を得て、あらかじめ権利問題等の解決を図っておくものとする。 2. 発注者は、本業務の成果物のうち著作物等に該当する部分は、著作者の許諾を得た範囲内において、自由に使用、複製、展示、配布、改変、公表、頒布、譲渡、貸与等できるものとする。 3. 一般財団法人建設物価調査会が発行・サービスする「建設物価」、「土木コスト情報」、「Web 建設物価」及び一般財団法人経済調査会が発行・サービスする「積算資料」、「土木施工単価」、「積算資料電子版」（以下、「市販図書等」という。）による調査価格については、業務請負契約書第6条第1項、第2項及び第4項は適用しない。
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1－10 条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 1. 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3. その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4. 業務成果品のミス、不備 等
第 2 章 業務内容 (業務概要) 第 2－1 条	資材等価格表（労務単価・資材単価及び機械損料・仮設材損料）（以下、資材等価格表）、市販図書等に掲載のない資材等で、業務・工事の積算に必要が生じた都度行う価格調査である。 調査は、資材等の取引実態に基づき実勢取引価格（消費税及び地方消費税を含まず）の調査を実施するものとする。 調査品目数は別紙－2のとおり予定している。 なお、別紙－2に示す資材区分の分類は、別紙－3を参考に行うものとする

(調査対象業者の 選定) 第 2 - 2 条 (価格の条件) 第 2 - 3 条 (調査方法) 第 2 - 4 条	る。 調査対象業者は、調査の目的にあった取引が集中する流通段階（メーカー、問屋及び特約店など）における取扱業者を母集団とし、その中から対象資材の取扱量が多くかつ信頼度の高い、代表的な業者を選定するものとする。 選定方法は、対象資材の販売高、又は主なメーカーとの取引高、販売エリア等のデータについて各種資料を基に調べるほか、調査対象地域内の購入実績等も参考に、受注者の知識、経験による判断を加え、母集団を代表する上位業者の中から市場価格を特定するのに必要な数を選定するものとする。 建設資材価格随時調査条件は、以下のとおりとする。 1. 取引数量 大口需要者を対象とした継続的な取引において、最も一般的とみなされる取引数量を基準とする。ただし、建設資材価格随時調査においては、依頼書（別紙－4）に示す数量で調査を行うものとする。 2. 荷渡し条件 荷渡し条件は、現場着単価とする。 但し、対象資材によってこれによりがたい場合は、通常行われている商習慣に従って、工場渡し及び問屋倉庫渡し等とし、その旨を報告書に記載しなければならない。 3. 決済条件 決済条件は、現金決済を原則とする。 なお、60日以内の支払いは、現金決済と同様とする。 1. 建設資材価格随時調査 特別調査として行う。 特別調査は、調査対象業者を訪問して行う「面接調査」又は電話で聞き取りを行う「電話調査」を基本とし、必要に応じ補足調査を行うものとする。 上記の方法で調査できない場合は、メーカー又は取扱業者を調査対象業者とし、見積徴集等を行い報告することができる。 2. 注意事項 規格・仕様等に特に指定のない場合は、以下の図書に適合する建設資材価格を調査するものとする。 なお、最新の図書が発刊された場合は最新版を適用するものとする。 (1)「土木工事共通仕様書 平成15年 3 月 農林水産省農村振興局」 (2)「施設機械工事等共通仕様書 平成26年 3 月 農林水産省農村振興局」 (3)「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編） 令和 4 年度版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」
--	--

(調査時期等) 第 2 - 5 条	発注者からの依頼書（別紙 - 4）及び建設資材単価調査品目表（別紙 - 5）により調査を行うものとする。
(調査価格の決定) 第 2 - 6 条	特別調査による資材等の価格は、調査時点において実勢取引価格が最も多かった価格（最頻値）によるものとし、取引実績が少なく、価格の決定が困難なものについては類似資材の周辺価格、経済動向等を考慮した、適正な価格としなければならない。 なお、価格の決定方法及び調査依頼と報告内容（資材等の規格・仕様）との整合などについて、管理技術者による事前確認を行い、発注者に調査価格を報告するものとする。
(価格の決定根拠) 第 2 - 7 条	1. 価格決定根拠 建設資材価格随時調査のうち、監督職員が指示する10品目について、資材価格決定根拠を説明するものとする。 なお、説明内容は以下によるものとする。 (1) 価格決定 1) 調査対象業者の選定方法 2) 価格調査を行ったメーカー等の価格調査状況 3) 調査価格の信頼性判定 4) 最終価格の決定 (2) 受注者内部の審査状況 1) 内部の審査結果 2) 内部審査資料 (3) その他、監督職員の指示する内容
(再委託) 第 2 - 8 条	業務請負契約書第 7 条（一括再委託等の禁止）第 1 項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書第 1 - 28 条に示すほか、次の事項とする。 1. 調査実施にあたっての計画策定 2. 調査対象業者の選定 3. 価格調査（面接調査・通信調査等） 4. 調査価格の決定 5. 価格決定資料の作成
(資料の貸与) 第 2 - 9 条	本業務に必要と認められる発注者の貸与資料については以下のとおりであるがその取扱については、十分留意すること。 なお、貸与資料については使用後速やかに返却するものとする。 1. 令和 5 年度資材価格随時調査業務報告書
第 3 章 業務管理 (情報共有システムの業務) 第 3 - 1 条	1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2. 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。

第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回：業務着手段階 第2回：価格決定根拠説明時点 第3回：価格決定根拠説明時点 最終回：報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 調査報告書 作成段階は、随時調査依頼書毎とする。 2. 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部を提出するものとする。 3. 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果物の提出) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 〒332－0026 埼玉県川口市南町2－5－3 関東農政局土地改良技術事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 1. 第1－3条に示す調査対象範囲に変更が生じた場合。 2. 第2章に示す業務内容及び数量等に変更が生じた場合。 3. 第4－1条に示す打合せに変更が生じた場合。 4. 第5－1条に示す成果物に変更が生じた場合。 5. 履行期間の変更が生じた場合。

第7章 定めなき
事項
(定めなき事項)
第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

調査対象地域一覧表

地域名	地区名	関係市町村	事業(務)所名	住 所
茨城	御前山	常陸大宮市（旧御前山村）	那珂川沿岸農業水利事業所	茨城県水戸市中河内町960-1
	常北	那珂市（旧瓜連町）、城里町、常陸大宮市（旧大宮町）		
	水戸	水戸市、ひたちなか市、那珂市（旧那珂町）、茨城町、大洗町、東海村	茨城中部農地整備事業所	茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1023-1
	鬼怒川南部	結城市、筑西市	栃木南部農業水利事業所 鬼怒川南部支所	栃木県小山市中央町3-7-1
栃木		小山市		
	栃木南部		栃木南部農業水利事業所	栃木県小山市中央町3-7-1
埼玉	荒川中部	本庄市、深谷市、寄居町	荒川中部農業水利事業所	埼玉県深谷市岡2381-1
千葉	印旛沼	佐倉市、成田市、八千代市、印西市、栄町、酒々井町	印旛沼二期農業水利事業所	千葉県佐倉市宮小路町28
	手賀沼	柏市、我孫子市、印西市、白井市	手賀沼農地防災事業所	千葉県印西市木下東2-4-1
長野	竜西	飯田市、松川町、高森町	西関東土地改良調査管理事務所 竜西支所	長野県飯田市高羽町6-1-5
静岡	浜松	浜松市（旧浜松市、旧浜北市、旧細江町）	三方原用水二期農業水利事業	静岡県浜松市中区砂山町350-5
	天竜	浜松市（旧天竜市）		
	袋井・磐田	磐田市・袋井市	西関東土地改良調査管理事務所	静岡県菊川市加茂2280-1
6 県	12地区		10事業所等	

別紙－ 2

(建設資材価格随時調査内容及び予定品目数)

資材 区分	調 査 対 象 資 材	予定品目数 (全体)	
A	原則として、別紙－ 1 に示す調査対象地域内の生産拠点等を対象に調査可能な資材等であつ、調査対象業者が確保されており、図面等によらない標準品（原則として市中流通品）ないし、市販図書掲載資材等に準ずるもの。	①同一資材10規格以下の調査を行う場合	62
		②同一資材11規格以上20規格以下の調査を行う場合	4
		③同一資材21規格以上30規格以下の調査を行う場合	1
B	原則として、別紙－ 1 に示す調査対象地区内の生産拠点等を対象に調査可能な資材等であつ、現地あるいは周辺地区に調査員が実査に入る必要があり、図面等によらない標準品（原則として市中流通品）ないし、市販図書掲載資材等に準ずるもの。	①同一資材10規格以下の調査を行う場合	8
		②同一資材11規格以上20規格以下の調査を行う場合	2
		③同一資材21規格以上30規格以下の調査を行う場合	1
C	発注者側からの指定図面にに基づく仕様で調査を実施する資材等である。ただし、簡易な資材等は除く。 なお、簡易な資材等の判定は、以下の基準による。 ①市販図書掲載資材等に準ずるものであり、調査先、見積依頼先の選定が比較的容易である。 ②当該資材等または類似品の市場情報を保有し、調査から報告までに比較的時間を要しないもの。	①同一資材10規格以下の調査を行う場合	17
		②同一資材11規格以上20規格以下の調査を行う場合	2
		③同一資材21規格以上30規格以下の調査を行う場合	2
D	施設機械工事で使用する図面付き資材等（C資材区分）のうち、市販図書掲載品目に準じない機械・電気設備関連製品。（5 資材まで）	40	
E	原則として、別紙－ 1 に示す調査対象地区内の産業廃棄物処理許可業者（貸与資料参照）を基に、産業廃棄物処理価格を聞き取り調査する。（3～5 社程度）原則として、中間処理を基本とするが、経済的に不利となる場合は最終処分とする。	2	
F	市場単価（材料費、労務費、機械経費等を含む価格）が存在する工事費。（施工条件が分かる図面等の添付有り。）	1	

なお、上記についての取扱は以下のとおりとする。

- 1) 同一品目となる資材であっても 30 規格を超えた場合は、別品目として資材区分を別途設定して扱う。
- 2) 同一品目となる資材であっても調査時期が異なれば別品目扱いとする。
- 3) 上記同様、同一資材であっても調査地点が異なる場合は別品目扱いとする。
- 4) 図面付き資材（C 資材区分）であっても、標準品として判断される場合は、A または B 資材区分の扱いとする。

建設資材価格随時調査資材

資材区分	該当資材名称の例		備 考
A	管類	鋼管（直管）、鋼製伸縮可とう管、フランジアダプター、鋼製継輪	
		FRPM管、FRP製曲管	
		ダクティル鉄異形管、推進用ダクティル鉄管	
		塩ビ管用継輪、管更生材、内面止水バンド	
		鋼管挿口・受口加工費、高密度ポリエチレン管	
		バタフライ弁、水道用仕切弁、急排空気弁	
		鋼製グレーチング、ガードレール	
		簡易ゲート	
		ライナープレート	
		メッシュフェンス、防護柵、門扉	
	バルブ類 道路用資材 その他	アルミ製建具、ガラス類、建築用資材	
		水圧計・土圧計、濁水処理装置、内面バンド	
		浮上防止バンド	
		フランジ接合材	
		鋼材（素材）	
B	コンクリート二次製品	ボックスカルバート、ユニカルバート、アーチカルバート	
		鉄筋コンクリート水路用L形、L型擁壁	
		鉄筋コンクリート大型フリューム	
		RC床版、組立式マンホール、レジンコンクリート蓋	
		自由勾配側溝、集水桝	
	骨材、土石材類	山砂、砕砂	
		生コンクリート	
C	推進関係資材	掘進機用アダプタリング	
	各種特殊工法関係機械、資材	パルテムフローリング工法機械・資材一式	
		リフトイン工法機械・資材一式	
		鋼製支保工、鋼製スライディングフォーム	
	落橋防止装置	落橋防止装置	
	管類	鋼製異形管（曲管、T字管、片落管、テーパ管、ルーズフランジ短管等）	
	その他	可とう鋼矢板、可とう継手、圧力タンク、天井クレーン	
		異形鋼矢板	
D	施設機械関係資材	除塵機	
		吐水槽計装盤、受電盤、制御盤	
		警報用放送装置	
		ポンプ、原動機	
	その他	門型クレーン	
E	産業廃棄物処理費	建設汚泥（推進工法汚泥等）処理費	
		草木、根株類処理費	
		石綿管処理費	
	産業廃棄物運搬費	泥水状汚泥バキューム車運搬費	
		泥水状汚泥蓋付箱型ダンプトラック運搬費	
F	市場単価が存在する工事費	内面止水バンド設置費	
		建築用建具類の設置費	
		刊行物掲載の市場単価の菌抜け規格、条件違い等	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり、調査を依頼する。

[illegible]

☆変更契約の場合

連絡先:

[illegible]